

庄原市 男女共同参画に関する市民アンケート調査

～ ご協力をお願い ～

市民の皆様には、日頃から市政にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本市では「第2次庄原市男女共同参画プラン」に基づき、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、様々な施策に取り組んでまいりましたが、計画期間が満了することから、新しい計画を策定することといたしました。

このアンケート調査は、昨今の社会情勢や企業の意識、市民の価値観の変化がみられる中、市民の皆様の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、新たな計画策定の基礎資料とさせていただくことを目的として、市内在住の18歳以上の方から2,000人を無作為に抽出して実施するものです。

お忙しいところ誠にお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7（2025）年9月

庄原市長 八谷 恭介

ご記入にあたってのお願い

- 1 封筒の宛名のご本人が回答してください。病気や身体の不自由などの理由で記入が難しい場合は、家族や介護者の方などが、本人の意向を尊重して、無理のない範囲で代筆してください。
- 2 回答は、あてはまると思う番号を○で囲んでください。各質問文にある（回答は1つ）（回答はあてはまるもの全て）などに注意して記入してください。また、該当する番号に回答した方だけに答えていただく質問もあります。

※ 回答は無記名で統計的に処理し、本調査の目的以外に利用することはありません。

本調査はインターネットでの回答も可能です。

■ スマートフォンで回答する場合

右の二次元コードを読み取り、回答画面を開いてください。

■ パソコンで回答する場合

以下のURLより回答画面を開いてください。

https://gyosei.qualtrics.com/jfe/form/SV_38blyD2tELfzhnU



調査に関する問い合わせ先

庄原市 生活福祉部 市民生活課

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

電話 (0824) 73-1154

メール simin-seikatsu@city.shobara.lg.jp

この調査票は、10月14日（火曜日）までに、同封の返信用封筒に入れて、返送してください。（切手は不要です。）インターネットでご回答いただいた方は、紙の調査票を返送していただく必要はありません。

問6 あなたの同居家族の構成をお答えください。（回答は1つ）

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 一人暮らし（単身世帯） | 2 あなたと配偶者（パートナー）の二人暮らし |
| 3 二世帯世帯（親と子） | 4 三世帯以上同居（親と子と孫等） |
| 5 その他（ ） | |



【問6で「1（一人暮らし）」と答えた方は問8へ、それ以外の方は問7へお進みください。】

【問6で「2～5（一人暮らし以外）」と答えた方におたずねします。】

問7 あなたのご家族に、次の方はいますか。（あなたご自身も含む。）（回答はあてはまるもの全て）

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| 1 小学校入学前の子ども | 2 小学生の子ども |
| 3 中学生の子ども | 4 高校生以上（大学生まで）の子ども |
| 5 日常的に介護や看護を必要とする方
（同居していない場合も含む） | 6 いずれもない |

男女の役割分担と平等意識についておたずねします

問8 あなたは、次の（1）から（8）の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものを選んでください。（回答は1つずつ）

	男性の方が 非常に優遇されている	どちらかといえば男性 の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性 の方が優遇されている	女性の方が 非常に優遇されている	わからない
(1) 家庭生活では	1	2	3	4	5	6
(2) 就職の機会や職場（仕事の間）では	1	2	3	4	5	6
(3) 自治振興区や自治会等の地域活動の間では	1	2	3	4	5	6
(4) 学校教育の間では	1	2	3	4	5	6
(5) 法律や制度の上では	1	2	3	4	5	6
(6) 政治の間では	1	2	3	4	5	6
(7) 社会通念・慣習・しきたりなどでは	1	2	3	4	5	6
(8) 社会全体では	1	2	3	4	5	6

問9 あなたは、次の考え方について、どのように思いますか。（回答は1つずつ）

	そう 思う	ど ち ら か と い え ば そ う 思 う	ど ち ら か と い え ば そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い	わ か ら な い
(1) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである （「男は仕事、女は家庭（家事・育児など）」という考え方）	1	2	3	4	5
(2) 「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方	1	2	3	4	5
(3) 結婚や子どもを産むかどうかは、本人同士が決めればよい	1	2	3	4	5
(4) 男性も育児休業や介護休業を取るほうがよい	1	2	3	4	5
(5) 女性も自治振興区や自治会の役員になったほうがよい	1	2	3	4	5
(6) 女性も地域の消防団に入団したほうがよい	1	2	3	4	5
(7) 現在の社会は女性が働きやすい状況である	1	2	3	4	5

家庭生活についておたずねします

問10 あなたの家庭では、次にあげる家庭内の仕事を、主に誰が行っていますか。（回答は1つずつ）

	主 に 女 の 家 族 （妻 又 は 母 親 、 祖 母 な ど）	主 に 男 の 家 族 （夫 又 は 父 親 、 祖 父 な ど）	夫 婦 又 は 父 母 が 協 力 し て （男 女 が 同 じ く ら い）	そ の 他 の 人	誰 も し な い （す る 必 要 が な い）
(1) 生活費を得る	1	2	3	4	5
(2) 日常の家事（食事の支度や掃除、洗濯など）	1	2	3	4	5
(3) 日常の家計の管理	1	2	3	4	5
(4) 家族の介護や看護	1	2	3	4	5
(5) 子育て（子どもの食事や入浴の世話、送迎など）	1	2	3	4	5
(6) 自治振興区や自治会等地域活動への参加	1	2	3	4	5

問 11 あなたが「(1) 家事（食事の支度や掃除、洗濯など）」「(2) 育児（子どもの食事や入浴の世話、送迎など）」「(3) 介護（親族の日常生活の世話など）」に費やす時間の合計は、それぞれ1日あたりどのくらいですか。平日のことについてお答えください。（回答は1つずつ）

【 平日 】	1 時間 未満	1～2 時間 未満	2～3 時間 未満	3～5 時間 未満	5 時間 以上	関わらない (又は該当者 がいない)
(1) 家事	1	2	3	4	5	6
(2) 育児	1	2	3	4	5	6
(3) 介護	1	2	3	4	5	6

職業生活についておたずねします

問 12 あなたは現在、収入を得る仕事をしていますか。（回答は1つ）

※ 病気や出産・育児、家族の介護などで一時休業している場合も、仕事をしていることに含みます。（学生のアルバイトは除く。）

- 1 現在、仕事をしています
- 2 以前、仕事をしていたが現在はしていない
- 3 今まで仕事をすることがない → 問 18 へお進みください

【 問 12 で「1～2（仕事をしている又はしていた）」と答えた方におたずねします。 】

問 13 あなたは、育児休業や介護休業を取得したことがありますか。（回答は1つずつ）

(1) 育児休業 原則として1歳に満たない子を養育するための休業制度	1 取得したことがある 2 制度がなかったため、取得できなかった（知らなかった場合も含む） 3 制度はあったが取得できなかった 4 これまでは取得する必要がなかったが、子どもが生まれたら取得したい 5 これまでも取得しておらず、今後も取得しようとは思わない
(2) 介護休業 2週間以上にわたり、常時介護を必要とする家族を介護するための休業制度（通算93日まで）	1 取得したことがある 2 制度がなかったため、取得できなかった（知らなかった場合も含む） 3 制度はあったが取得できなかった 4 これまでは取得する必要がなかったが、今後、必要に応じて取得したい 5 これまでも取得しておらず、今後も取得しようとは思わない

【問12で「1～2（仕事をしている又はしていた）」と答えた方におたずねします。】

問 14 あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、次のような男女間の格差があると感じましたか（又は、ありましたか）。（回答はあてはまるもの全て）

- 1 募集や採用の面で男女に差がある
- 2 賃金や昇給の面で男女に差がある
- 3 昇進や昇格の面で男女に差がある
- 4 能力を正當に評価されない
- 5 配属場所が限られている
- 6 女性の仕事は補助的業務や雑用が多い
- 7 職場での研修や研究の機会に男女の差がある
- 8 女性は結婚や出産を機に退職する慣習や雰囲気がある
- 9 男性は育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある
- 10 男性又は女性へのハラスメント（嫌がらせ）が許される雰囲気がある
- 11 その他（ ）
- 12 特にない

【 問 12 で「 1 ～ 2（仕事をしている又はしていた）」と答えた方におたずねします。 】

問15 あなたは、これまでに仕事をやめたことがありますか。(回答は1つ)

- 1 やめたことがある（定年退職を除く） 2 やめたことはない → 問 18 へお進みください

【問15で「1（やめたことがある）」と答えた方におたずねします。】

問 16 あなたは、仕事をやめた後、再就職されましたか。仕事をやめた経験が複数回ある場合は、最初のときについてお答えください。（回答は1つ）

- 1 以前は正社員で、正社員として再就職した
2 以前は正社員だが、非正社員※として再就職した
3 以前は非正社員※で、正社員として再就職した
4 以前は非正社員※で、非正社員※として再就職した
5 再就職したことはない

※ パートタイムや派遣社員など

【問15で「1（やめたことがある）」と答えた方におたずねします。】

問17 あなたが仕事をやめた理由は何ですか。（回答はあてはまるもの全て）

- 1 結婚したから
- 2 妊娠又は出産したから
- 3 職場の人間関係がよくなかったから
- 4 希望どおりの待遇や労働条件、仕事内容ではなかったから
- 5 勤め先の都合のため
- 6 家事や子育てに専念したかったから
- 7 家事や子育てとの両立が難しかったから
- 8 家族の介護や看護のため
- 9 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気があったから
- 10 いろいろなハラスメント（嫌がらせ）を受けたから
- 11 自分の体力や健康に自信がなかったから（病気を含む）
- 12 配偶者の転勤のため
- 13 その他（ ）
- 14 特にない

問18 あなたは、性別にかかわらず仕事と家庭を両立しやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。あなたの気持ちに近いものを選んでください。（回答は5つまで）

- 1 家族や配偶者、パートナーが性別にかかわらず家事や育児、介護などに協力して取り組む
- 2 育児や介護のための休暇や制度を利用しやすくする
- 3 保育（一時預かり・病児保育など）や介護（デイサービス・配食サービスなど）のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくする
- 4 残業を減らす、労働時間を短縮する
- 5 有給休暇を取得しやすくする
- 6 採用や勤務条件など男女の雇用機会を均等にする
- 7 職場での男女間の昇進や賃金などの格差をなくす
- 8 配置転換については家庭事情を考慮する
- 9 在宅ワークやフレックスタイム（時差勤務）を普及する
- 10 パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる
- 11 一度仕事をやめても再就職しやすくする
- 12 職場での啓発やハラスメント（嫌がらせ）の防止に努める
- 13 性別にかかわらず、職業を選択できるようにする
- 14 女性が働くことへの理解が広まるよう啓発する
- 15 農林水産業や自営業の家族間の役割分担や家族経営協定※の締結を促進する
- 16 その他（ ）
- 17 わからない

※ 家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

暴力等の防止についておたずねします

問 19 あなたは、これまでに次の (1) ～ (5) のハラスメント（嫌がらせ）の経験がありますか。

（回答はあてはまるもの全て） ※ 下記の「用語の解説」もお読みください。

	自分が被害を受けたことがある	自分が被害を与えたことがある（与えたかもしれない）	被害を受けたことも与えたこともどちらもない	自分の周りに被害を受けた人がいる
(1) セクシュアルハラスメント（セクハラ）	1	2	3	4
(2) パワーハラスメント（パワハラ）	1	2	3	4
(3) マタニティハラスメント（マタハラ）	1	2	3	4
(4) パタニティハラスメント（パタハラ）	1	2	3	4
(5) モラルハラスメント（モラハラ）	1	2	3	4

用語の解説

(1) セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

- ・ 職場などで行われる、相手が望まない性的な言動のこと（性的な嫌がらせ）です。
- ・ 相手は異性だけに限らず、同性同士でも起こることがあります。

(2) パワーハラスメント（パワハラ）とは

- ・ 職場などで行われる、職務上の地位や人間関係などといった権力（パワー）を利用して、精神的、身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる嫌がらせ行為のことです。
- ・ 業務上必要な指示や注意、指導などは、パワハラにはあたりません。
- ・ 上司と部下の関係だけに限らず、同僚の関係でも起こることがあります。

(3) マタニティハラスメント（マタハラ）とは

- ・ 職場などで行われる、働く女性に妊娠や出産を理由として、精神的、身体的苦痛を与える嫌がらせ行為のことです。
- ・ 妊娠や出産を理由とした解雇、雇用契約の変更、雇い止めなどもマタハラに該当します。
- ・ 相手は異性だけに限らず、同性同士でも起こることがあります。

(4) パタニティハラスメント（パタハラ）とは

- ・ 職場などで行われる、働く男性に育児を理由として、精神的、身体的苦痛を与える嫌がらせ行為のことです。
- ・ 男性の育児休業や時短勤務などの申請を断ることは、パタハラに該当します。
- ・ 上司と部下の関係だけに限らず、同僚の関係でも起こることがあります。

(5) モラルハラスメント（モラハラ）とは

- ・ 職場や家庭など、あらゆる場所で行われる精神的な嫌がらせ行為のことです。
- ・ 無視やため息、見下した態度をとることや容姿、人格の否定、家族への悪口、本人に聞こえるように悪口を言う、悪いうわさを流して孤立させるなど、当事者の立場によって多様な形態があります。

問 20 あなたは配偶者やパートナー、交際相手の間で、次の(1)～(15)のようなことが行われた場合、どのように思いますか。あなたの気持ちに近いものを選んでください。(回答は1つずつ)

	暴力だと思わない	夫婦や恋人の間なら暴力にあたるとは思わない	暴力の場合とそうでない場合がある	どんな場合でも暴力だと思う
(1) 平手で打つ	4	3	2	1
(2) 足で蹴る	4	3	2	1
(3) 殴るふりをして、おどす	4	3	2	1
(4) 何を言っても長時間無視し続ける	4	3	2	1
(5) 大声でどなる	4	3	2	1
(6) 「だれのおかげで生活できるんだ」又は「かいしょうなし」等と言う	4	3	2	1
(7) いつも「こんなこともできないのか」「何も任せられない」等と非難する	4	3	2	1
(8) デートの費用を無理やり払わせる、お金をせびる	4	3	2	1
(9) 家計に必要な生活費を渡さない	4	3	2	1
(10) 性的な行為を強要する	4	3	2	1
(11) 見たくないのに、アダルト・ビデオやポルノ雑誌を見せる	4	3	2	1
(12) 避妊に協力しない	4	3	2	1
(13) 交友関係や電話・SNS等を細かく監視する	4	3	2	1
(14) 友人や実家との付き合いを制限し、夫婦や恋人と過ごすことを優先させる	4	3	2	1
(15) 子どもに危害を加えると言っておどす・子どものいるところでケンカをする	4	3	2	1

問 21 あなたは、これまでにドメスティック・バイオレンス（DV）を身近で経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。（回答はあてはまるもの全て）

※ 下記の「用語の解説」もお読みください。

- 1 自分が被害を受けたことがある
- 2 自分が被害を与えたことがある（与えたかもしれない）
- 3 被害を受けたことも与えたこともどちらもない
- 4 自分の周りに被害を受けた人がいる

用語の解説

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

配偶者やパートナー、交際相手など、親密な関係にある人からふるわれる暴力のことです。

- ・ 身体的暴力（殴る、蹴る、首を絞める、髪を引っ張る など）
- ・ 精神的暴力（大声でどなる、無視する、大切にしているものを壊す など）
- ・ 経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを邪魔する など）
- ・ 性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠中絶を強要する など）
- ・ 社会的隔離（勝手にメールなどを見る、家族や友人との付き合いを制限する など）
- ・ 子どもを巻き込んだ暴力（子どもの前で暴力をふるう、子どもの前でパートナーをばかにする など）



【 問 21 で「1（被害を受けたことがある）」と答えた方は問 22 へ、
それ以外の方は問 24 へお進みください。】

【問21で「1（被害を受けたことがある）」と答えた方におたずねします。】

問22 あなたは、自分が被害を受けたことを、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。
（回答はあてはまるもの全て）

- 1 家族や親戚
- 2 友人や知人
- 3 職場やアルバイト先の関係者（上司・同僚・部下など）
- 4 警察
- 5 医療関係者（医師、看護師等）
- 6 保育関係者（保育所長、保育士等）
- 7 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラー等）
- 8 地域の民生委員・児童委員や人権擁護委員
- 9 市役所の相談窓口（女性相談員）や保健・福祉等の担当者
- 10 国の専用窓口（DV相談ナビ・DV相談プラス・よりそいホットライン等）
- 11 県の相談窓口（配偶者暴力相談支援センター・性被害ワンストップセンター等）
- 12 民間の相談窓口（社会福祉協議会や電話相談等）
- 13 その他（ ）
- 14 相談しなかった



【問22で「14（相談しなかった）」と答えた方は問23へ、それ以外の方は問24へお進みください。】

【問22で「14（相談しなかった）」と答えた方におたずねします。】

問23 あなたが相談しなかったのは、なぜですか。（回答はあてはまるもの全て）

- 1 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- 2 そのことについて思い出したくなかったから
- 3 仕返しなど、もっとひどいことをされと思ったから
- 4 自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思ったから
- 5 自分にも悪いところがあると思ったから
- 6 相手の行為は、愛情表現だと思ったから
- 7 他人を巻き込みたくなかったから
- 8 世間体が悪いから
- 9 自分が受けている行為がDVと認識していなかったから
- 10 どこ（誰）に相談してよいか、わからなかったから
- 11 相談しても無駄だと思ったから
- 12 相談窓口の対応が悪く、不快な思いをと思ったから
- 13 相談するほどのことではないと思ったから
- 14 他人に知られるとこれまでどおりの付き合い（仕事・学校での人間関係）ができなくなると思ったから
- 15 その他（ ）

問 24 ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止対策や被害者等への支援として、あなたが必要だと思う取組を選んでください。（回答は3つまで）

- 1 DVやストーカー行為、虐待など、あらゆる暴力を防止するための啓発を強化する
- 2 家庭や地域で暴力を防止するための学びの場を充実する
- 3 学校等で児童・生徒に対して暴力を防止するための学習の場を充実する
- 4 被害者が相談しやすく、援助を求めやすくするための環境づくりや情報発信
- 5 被害者のカウンセリングなど、相談体制、相談窓口の充実
- 6 被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などを整備する
- 7 被害者が自立して生活できるよう支援する
- 8 被害者家庭の子どもへのサポートを充実する
- 9 加害者の更生に向けた対策やカウンセリングを充実する
- 10 メディア・リテラシー※教育を充実する
- 11 その他（ ）

※ メディア・リテラシーとは、テレビ番組や新聞記事などメディアからのメッセージを正しく読み解く能力のこと。

【 DVに悩んでいる方へ。まずは相談してみてください。 】

- | | | | |
|-----------|-------------------------|---------|-------------------------|
| ・ DV相談ナビ | # 8 0 0 8 | ・ 庄原市役所 | |
| ・ DV相談プラス | 0 1 2 0 - 2 7 9 - 8 8 9 | 児童福祉課 | 0 8 2 4 - 7 3 - 1 2 4 3 |
| | | 市民生活課 | 0 8 2 4 - 7 3 - 1 1 5 4 |

あなたの抱えている問題についておたずねします

問 25 あなたは、次のような問題を抱えていますか。（回答はあてはまるもの全て）

- 1 自分と配偶者・パートナーとの不仲（DVを含む）
- 2 自分と家族（配偶者・パートナー以外）との不仲（DV、児童虐待、高齢者虐待を含む）
- 3 孤独・孤立、頼ることができる人がいない
- 4 安心できる居場所がない
- 5 家族の介護・看護や育児の負担が大きい
- 6 家族の問題を抱えている（不登校、非行、依存症、引きこもり、相続争いなど）
- 7 経済的困窮、不安が大きい
- 8 身体の病気やけがでの不調がある
- 9 精神的な問題を抱えている
- 10 望まない又は予期せぬ妊娠・出産の不安がある
- 11 性被害を受けている、あるいは過去の性被害から回復できない
- 12 職場や学校、地域での人間関係がうまく築けない
- 13 職場や学校、地域でいじめやハラスメント（嫌がらせ）を受けている
- 14 その他（ ）
- 15 特にない



【 問 25 で「15（特にない）」と答えた方は問 27 へ、それ以外の方は問 26 へお進みください。 】

【問25で「1～14（問題を抱えている）」と答えた方におたずねします。】

問26 あなたの抱えている問題を誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。
(回答はあてはまるもの全て)

- | |
|--|
| 1 家族や親戚 |
| 2 友人や知人 |
| 3 職場やアルバイト先の関係者（上司・同僚・部下など） |
| 4 警察 |
| 5 医療関係者（医師、看護師等） |
| 6 保育関係者（保育所長、保育士等） |
| 7 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラー等） |
| 8 地域の民生委員・児童委員や人権擁護委員 |
| 9 市役所の相談窓口や保健・福祉等の担当者 |
| 10 県の相談窓口（県民相談室・配偶者暴力相談支援センター等） |
| 11 民間の相談窓口（社会福祉協議会・弁護士会等） |
| 12 その他（ ） |
| 13 相談しなかった |
| 14 どこ（誰）に相談してよいか、わからない |

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性など様々な事情により、困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）に対して、本人の立場に寄り添って相談に応じ、関係機関と連携して、一人ひとりのニーズに合った支援を実施するための法律です。（令和6年4月1日施行）

性の多様性についておたずねします

問 27 あなたは、今までに自分の身体の性別や心の性別、又は性的指向などに悩んだことがありますか。
(回答は1つ)

- | | | |
|------------|------------|----------|
| 1 悩んだことがある | 2 悩んだことはない | 3 答えたくない |
|------------|------------|----------|

問 28 あなたは「L G B T Q +」という言葉を知っていますか。(回答は1つ)

※ 下記の「用語の解説」もお読みください。

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1 内容まで知っている | 2 見聞きしたことはあるが内容までは知らない |
| 3 知らなかった | |

用語の解説

L G B T Q +とは

次の頭文字を並べたもので「性的マイノリティ（性的少数者）」とも呼ばれています。

- ・ L（レズビアン）：女性の同性愛者
- ・ G（ゲイ）：男性の同性愛者
- ・ B（バイセクシュアル）：両性愛者
- ・ T（トランスジェンダー）：体と心の性別に違和感のある人
- ・ Q（クエスチョニング）：自認する性が定まらない人などの総称
- ・ +（プラス）：その他の多様な性の在り方を示す表記

問 29 あなたは身近な人（家族や友人、知人）から「L G B T Q +」だと打ち明けられたとき、どのように思いますか。(回答は1つ)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 受け入れられる | 2 驚くがすぐに受け入れられる |
| 3 時間をかければ受け入れられる | 4 受け入れられない |
| 5 わからない | |

問 30 あなたは、「L G B T Q +」の方への理解をさらに促進するにはどのような取組が必要だと思いますか。(回答は3つまで)

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 1 偏見や差別を禁止する法律や制度の見直し | 2 職場や学校などにおける理解の促進 |
| 3 専門相談窓口の充実 | 4 行政機関による啓発や広報活動の推進 |
| 5 書類等における性別欄の見直し | 6 その他（ ） |
| 7 わからない | |

問 31 あなたは「庄原市パートナーシップ宣誓制度」を知っていますか。（回答は1つ）

※ 下記の「用語の解説」もお読みください。

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1 内容まで知っている | 2 見聞きしたことはあるが内容までは知らない |
| 3 知らなかった | |

用語の解説

パートナーシップ宣誓制度とは（庄原市制度導入 令和6年4月1日～）

- ・ 一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活で協力し合うことを約束した関係であると宣誓したことを市が証明する制度です。（法的効力はありません。）

地域活動についておたずねします

問 32 あなたは、次の地域活動に参加していますか。（回答はあてはまるもの全て）

- | |
|----------------------------------|
| 1 自治振興区や自治会、女性会、老人会、青年会の活動 |
| 2 PTAや子ども会等の活動 |
| 3 趣味や教養、文化芸術、スポーツ、レクリエーションに関する活動 |
| 4 リサイクル、環境保護、まちづくり等の活動 |
| 5 健康づくり、福祉、ボランティア、NPO等の活動 |
| 6 消防、防災、防犯、交通安全等の地域活動 |
| 7 職業技術や資格の取得に関する活動 |
| 8 ホームステイ受け入れや海外ボランティア等国際交流活動 |
| 9 行政の各種委員会や審議会の委員等の公的活動 |
| 10 その他（ ） |
| 11 参加していない |

問 33 今後、性別にかかわらず地域活動に積極的に参加するために、どのようなことが必要だと思いますか。あなたの気持ちに近いものを選んでください。（回答は3つまで）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 女性を積極的に役職に登用する | 2 女性が発言しやすい雰囲気づくりをする |
| 3 男女が共に参画し協力し合える内容にする | 4 活動するための施設等を整備する |
| 5 家族や周囲の理解を促進する | 6 接待や後片付け等を女性の役割としない |
| 7 女性のリーダーを育成する | 8 活動する上で必要な情報を提供する |
| 9 男性の理解や意識改革 | 10 その他（ ） |
| 11 特にない | |

問 34 防災や災害復興対策においては、避難所での着替えや授乳場所の問題など、男女共同参画の視点が必要と言われています。今後、どのような取組を強化すべきだと思いますか。あなたの気持ちに近いものを選んでください。（回答は3つまで）

- 1 市の防災会議や地域の自主防災組織等への女性の参画を増やす
- 2 防災訓練や防災知識を習得する場に性別にかかわらず参加しやすくする
- 3 女性の消防団員を増やす
- 4 地域における女性の防災リーダーを増やす
- 5 避難所の企画や運営に女性を増やす
- 6 災害時に女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に配慮する
- 7 多様性に配慮したトイレや避難スペースなどを確保する
- 8 被災した女性の支援に女性の支援者を配置する
- 9 その他（ ）
- 10 特にない

男女共同参画の取組についておたずねします

問 35 庄原市では、男女共同参画に関するセミナーやイベント、講座などを開催しています。このうち、あなたが知っているものをお答えください。（回答はあてはまるもの全て）

- 1 男女共同参画に関する講演会や講座（啓発セミナー・地域講座等）
- 2 女性会等の団体やグループが主催する男女共同参画に関する講座や講演会
- 3 子育てに関する講座や講演会
- 4 DVや児童虐待に関する講座や講演会
- 5 知っているものはない

問 36 あなたは、今後、市が開催する人権や男女共同参画に関するセミナー・イベント・講座などに参加してみたいと思いますか。（回答は1つ）

- | | |
|------------------|---------------|
| 1 是非参加したい | 2 機会があれば参加したい |
| 3 あまり参加したいとは思わない | 4 参加しない |

問 37 あなたは、次の（１）～（７）の男女共同参画に関する用語の意味を知っていますか。
（回答は１つずつ）

	内容まで知っている	見聞きしたことはあるが 内容までは知らない	知らなかった
<u>（１）男女共同参画社会</u> ・ 男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会のこと	1	2	3
<u>（２）ジェンダー</u> ・ しきたりや慣習など、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」という性別に関する意識のこと	1	2	3
<u>（３）女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）</u> ・ 働く場で活躍したい全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、事業主に数値目標を盛り込んだ行動計画の策定や情報の公表などを義務付けた法律のこと	1	2	3
<u>（４）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）</u> ・ 「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスをとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと	1	2	3
<u>（５）アンコンシャス・バイアス</u> ・ 無意識の偏ったものの見方、思い込みのこと。例えば「男の子だから黒いランドセル、女の子だから赤いランドセルがよい」「女性は文系、男性は理系」「年をとると頑固になる」「あの人は外国人だからこうだ」といった偏った思い込みのこと	1	2	3
<u>（６）デートDV</u> ・ 一緒に暮らしていない恋人同士などの間で起こるドメスティック・バイオレンス(DV)のこと	1	2	3





	内容まで知っている	見聞きしたことはあるが 内容までは知らない	知らなかった
<u>(7) 「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I) 」</u> ・ 「ダイバーシティ」 多様性を認め合い、互いに受け入れ合うこと ・ 「エクイティ」 公平性（例えば、下図中央のように、同じ高さではなく身長に合わせて「踏み台」を用意するなど） ・ 「インクルージョン」 性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もが平等に機会が与えられ、一体感を持って生活できること ・ これらを一体化し、多様な人が、それぞれのニーズに合った支援により、誰もが生き生きと生活し、働き、成果を出し続ける環境をつくり出すこと。企業だけでなく、教育機関や地域社会など多様な人が活躍できる社会の実現に向けて、様々な場面で求められる考え方  DIVERSITY (多様性)  EQUITY (公平性)  INCLUSION (包摂性)	1	2	3

問 38 あなたは、男女共同参画を積極的に進めるために、庄原市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。あなたの気持ちに近いものを選んでください。（回答は5つまで）

- | |
|---------------------------------------|
| 1 男女共同参画の広報、啓発活動を充実する |
| 2 人権や個人の尊重についての啓発、情報提供に取り組む |
| 3 L G B T Q + など、多様な性に対する理解を促進する |
| 4 学校での男女共同参画についての教育を充実する |
| 5 社会教育など生涯学習の場で男女共同参画についての教育を充実する |
| 6 D V や虐待などの問題について、相談しやすい体制づくりを進める |
| 7 D V 等により人権を侵害された被害者を支援する取組を進める |
| 8 市が開催する会議など、政策決定の場に女性を積極的に登用する |
| 9 女性を対象とした人材育成のための取組を進める |
| 10 女性の活躍に対する男性の理解を深める |
| 11 企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する |
| 12 誰もが参加しやすい地域活動やボランティア活動を促進する |
| 13 男女共同参画の推進に取り組む住民活動を支援する |
| 14 外国人など多様な人との交流など、多文化共生の理解を進める |
| 15 ライフステージに応じた生涯にわたる健康づくりを進める |
| 16 育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する |
| 17 子育て支援サービスを充実する |
| 18 高齢者や障害のある人の介護、介助を支援するサービスを充実する |
| 19 非正規労働者やひとり親家庭など、生活上の困難に直面する家庭を支援する |
| 20 その他（ |
| 21 特になし |

庄原市の男女共同参画を推進するための取組について、ご意見やご要望などがありましたら、自由にお書きください。

～ ご協力ありがとうございました ～